

# JIS

## 電気掃除機

JIS C 9108 : 2017

(JEMA)

平成 29 年 8 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	IEC/ACTAD エキスパート (株式会社東芝)
	加藤 正樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	木戸 啓人	電気事業連合会
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	高村 里子	全国地域婦人団体連絡協議会
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)
	山田 美佐子	千葉県消費者センター

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 30.3.5 改正：平成 29.8.21

官 報 公 示：平成 29.8.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本電機工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	3
5 定格電圧及び定格周波数	3
6 性能	3
6.1 電圧変動	3
6.2 始動	3
6.3 消費電力	3
6.4 温度	3
6.5 絶縁	4
6.6 吸込仕事率	4
6.7 耐過速度	5
6.8 スイッチ	5
6.9 コードの折曲げ	5
6.10 コードの巻取り	5
6.11 機械的強度	6
6.12 耐久性	7
6.13 騒音	7
6.14 ホースの折曲げ	7
6.15 ホースの耐圧縮	7
6.16 質量	7
6.17 最大集じん容積	7
6.18 高調波電流	7
7 構造	8
7.1 構造一般	8
7.2 充電部	10
7.3 電気絶縁物	12
7.4 配線	12
7.5 部品	13
8 材料	14
9 試験方法	15
9.1 試験条件	15
9.2 構造試験	15
9.3 電圧変動試験	15

9.4	始動試験	15
9.5	消費電力試験	15
9.6	温度試験	15
9.7	絶縁試験	15
9.8	吸込仕事率試験	16
9.9	耐過速度試験	16
9.10	スイッチ試験	16
9.11	コード折曲げ試験	16
9.12	コード巻取機構試験	18
9.13	機械的強度試験	19
9.14	耐久性試験	20
9.15	騒音測定試験	20
9.16	ホース折曲げ試験	20
9.17	ホースの耐圧縮試験	21
9.18	質量試験	21
9.19	最大集じん容積試験	21
9.20	本体持ち運び用取っ手の衝撃落下試験	22
10	検査	22
10.1	形式検査	22
10.2	製品検査	23
11	製品の呼び方	23
12	表示	23
12.1	製品表示	23
12.2	包装表示	23
13	使用上の注意事項	23
	附属書 A (規定) 吸込仕事率の測定方法	24
	附属書 B (規定) 騒音測定方法	32
	附属書 C (参考) じゅうたん床面における性能測定方法	35
	附属書 D (参考) 吸込力持続率測定方法	42
	附属書 E (参考) 捕集率測定方法	44
	解 説	51

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 9108:2009** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。

経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

## 電気掃除機

## Electric vacuum cleaners

## 1 適用範囲

この規格は、電動機で運転する送風機の背圧を利用した定格消費電力が 100～1 500 W の家庭用電気掃除機（以下、掃除機という。）について規定する。ただし、次のものには適用しない。

- － 送風用電動機と機械的に接続する方式の回転ブラシをもつ掃除機
- － 充電式掃除機及び業務用掃除機
- － 床用吸込具が掃除機本体に直付けの掃除機で床用吸込具又はその通路が分離できないもの
- － 配管工事を必要とする掃除機

注記 この規格で用いる“本体”とは、掃除機本体をいう。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS A 5705 ビニル系床材

JIS C 3301 ゴムコード

JIS C 3306 ビニルコード

JIS C 8303 配線用差込接続器

JIS C 60695-11-10 耐火性試験－電気・電子－第 11-10 部：試験炎－50 W 試験炎による水平及び垂直  
燃焼試験方法

JIS C 61000-3-2 電磁両立性－第 3-2 部：限度値－高調波電流発生限度値（1 相当りの入力電流が  
20 A 以下の機器）

JIS K 2240 液化石油ガス（LP ガス）

JIS K 5600-5-4 塗料一般試験方法－第 5 部：塗膜の機械的性質－第 4 節：引っかかり硬度（鉛筆法）

JIS K 7202-2 プラスチック－硬さの求め方－第 2 部：ロックウェル硬さ

JIS S 6006 鉛筆，色鉛筆及びそれらに用いるしん

JIS Z 8731 環境騒音の表示・測定方法

## 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

## 3.1

## 標準測定状態

新しい集じん袋及び／又は集じん容器並びにフィルタを装着し、本体の吸込口に附属のホースを自然の